二十二　介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に係る事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下この号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

ハ　［略］

ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報

二十三　［略］

2　［略］

第五十三条　法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報

［ヘ・ト　略］

［二・三　略］

二十二　介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に係る事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

ロ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ハ　［同上］

ニ　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

二十三　［同上］

2　［同上］

第五十三条　法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

ホ　学資金申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

［ヘ・ト　同上］

［二・三　同上］

四　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第五条第三項の規定による学資貸与金の学資金被貸与者又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者（以下この号において「学資支給金返還者」という。）の割賦金の額及び返還の期限の決定に関する事務　学資金被貸与者若しくは学資支給金返還者又は当該学資支給金返還者を地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第九号に規定する扶養親族とする者に係る市町村民税に関する情報

五　［略］

第五十四条　法別表第二の百七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［号の細分を削る。］

イ～ハ　［略］

二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第三条第一項の支給の調整に該当する場合の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［号の細分を削る。］

イ～ハ　［略］

四　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第五条第三項の規定による学資貸与金の学資金被貸与者又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者の割賦金の額及び返還の期限の決定に関する事務　学資金被貸与者又は同法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者に係る市町村民税に関する情報

五　［同上］

第五十四条　法別表第二の百七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る船員保険法第二十九条第二項の保険給付の支給に関する情報

ロ～ニ　［同上］

二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第三条第一項の支給の調整に該当する場合の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る船員保険法第二十九条第二項の保険給付の支給に関する情報

ロ～ニ　［同上］